



公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

第5期 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間
2. 内容

女性活躍推進法に基づく目標

目標. 非正規を含む全職員のキャリアアップに向けた研修会に期間中3回以上
業務免除にて参加可能とする。

<対策>

令和4年11月～ 検討開始

令和5年4月～ 研修会の選別

回覧等により、研修会への参加を促す。

次世代育成支援対策推進法に基づく目標

目標. 子または孫の看護休暇の取得促進を図る。

<対策>

令和4年11月～ 検討開始

令和5年4月～ 制度に関する要点をまとめたポスター等を作成し、掲示等により周知する。